

報告書骨子（案）

平成24年10月9日

目次

- I はじめに
- II 委員会の活動状況
- III 現状と課題
 - 1 総合スポーツゾーンの概要
 - 2 総合スポーツゾーンに整備する施設
- IV 提言
 - 1 総合スポーツゾーンの基本的な考え方
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) 競技力の向上
 - (3) プロスポーツへの対応
 - (4) 多目的利用の促進
 - (5) 環境への配慮や周辺のまちづくりとの整合
 - (6) 防災機能の強化
 - 2 施設整備の方向性
 - (1) 整備形態
 - (2) 施設の規模・機能
 - (3) 施設配置
 - (4) 整備運営手法
 - 3 交通対策及び周辺地域への配慮
 - (1) 交通対策
 - (2) 周辺地域への配慮
 - 4 既存施設のあり方
 - 5 宇都宮市との連携
- V おわりに
- VI 委員会名簿
- VII 調査関係部課

I はじめに

総合スポーツゾーンは、県民総スポーツの推進拠点として重要な役割を担うものであり、県民が夢や希望を抱くことができる大きなプロジェクトである。

県では、平成22年度から2か年にわたり実施した「総合スポーツゾーン整備運営手法検討業務」の結果を踏まえ、今年度から、総合スポーツゾーンの整備を進める上で、基本となる方針や、整備形態、施設の規模・配置、交通計画などを定める「総合スポーツゾーン全体構想」の策定に着手した。

栃木県議会県政経営委員会としては、総合スポーツゾーンの整備が重要な県政課題であることから、今年度、特定テーマに選定し、参考となるスポーツ施設の現地調査や専門家との意見交換など、様々な角度から調査研究を行ってきた。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

III 現状と課題

1 総合スポーツゾーンの概要

概要を記入

【栃木県総合運動公園】

概要を記入

【元競馬場・元運転免許試験場敷地】

概要を記入

2 総合スポーツゾーンに整備する施設

総合スポーツゾーンに整備を予定している体育館、陸上競技場及びサッカー場の現状と課題は次のとおり。

【栃木県体育館】

- ・ 本館及び別館は昭和40年、プール館は昭和47年、武道館及び弓道場は昭和52年に建設された。
- ・ いずれの施設も老朽化が著しく、本館や武道館に練習場となるアリーナがないなど、大規模な大会開催に支障を来している。

【総合運動公園陸上競技場】

- ・ 昭和53年に建設され、「栃の葉国体」のメイン会場であるが、現在は老朽化が進んでいる。
- ・ 県内唯一の第1種公認競技場（第1種Bの認定：仕様不適合）であるが、補助競技場が第4種競技場（走路一周300m）のため、今後の第1種公認競技場（補助競技場が第3種競技場であることが必須）として公認更新が課題となっている。

【栃木県グリーンスタジアム】

- ・平成5年に宇都宮市街地開発組合によりサッカー場・ラグビー場として建設された後、県に寄贈された施設で、平成18年から栃木SCのホームスタジアムになっている。
- ・Jリーグ基準に対応するため、平成20年度から順次、バックスタンドの固定席化や得点掲示板の大型映像装置化などの改修を実施してきたが、将来のJリーグ基準（必須条件拡大）への対応が懸念されている。

IV 提言

1 総合スポーツゾーンの基本的な考え方

国体等の全国規模の大会を視野に入れるとともに、今後、数十年にわたり県民総スポーツの推進拠点として利用することを念頭において、総合スポーツゾーンの基本的な考え方を提言する。

(1) 生涯スポーツの推進

- ・子どもから高齢者、障害者を含め、県民誰もが安心してスポーツ活動やスポーツ観戦を楽しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることができるよう、生涯スポーツの推進拠点として整備する必要がある。
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、スポーツを「する」、「観る」、「支える」など、多様な利用者の利便性や快適性に配慮した施設とすべきである。
- ・県民の「健康づくり」に資する施設とすること。

(2) 競技力の向上

- ・専門的なトレーニング機能等を併せて整備するなど、競技スポーツの強化拠点として、競技者や指導者の養成を支援する環境整備を検討すること。

(3) プロスポーツへの対応

- ・本県に拠点を置くプロスポーツの試合が開催でき、快適に観戦できるよう、施設の規模・機能について十分に配慮すること。

(4) 多目的利用の促進

- ・スポーツによる利用以外にも、コンサートや式典などの各種イベントの開催に対応した、多目的に利用できる施設とすべきである。

(5) 環境への配慮や周辺のまちづくりとの整合

- ・地球環境にやさしい太陽光発電など、再生可能エネルギーの積極的な導入を検討すること。

- ・ 周辺の生活環境や景観に十分配慮するとともに、まちづくりとの整合を図る必要がある。

(6) 防災機能の強化

- ・ 現総合運動公園は、栃木県地域防災計画において、大規模震災発生時に被災地に届ける物資の輸送・集積の拠点となる「広域災害対策活動拠点」及び臨時ヘリポートとなる「緊急離着陸場」として位置付けられている。
- ・ 今後の大規模な災害に備え、県民の暮らしの安全・安心を確保するための防災機能の発揮がより一層求められるため、県地域防災計画との整合を図りながら、防災機能の強化について、積極的に検討すること。

2 施設整備の方向性

上記の「総合スポーツゾーンの基本的な考え方」を十分に踏まえ、施設の整備形態や施設の規模・機能、配置等を検討すること。

(1) 整備形態

- ・ 体育館は、武道場及び弓道場を含めて「新築」とする。
- ・ 陸上競技場は、本県スポーツ施設のシンボルであり、県内唯一の第1種公認競技場であること、また、今後長年にわたり、県内外の多くの利用者に供される施設であることから、現施設の改築ではなく、「新築」とすべきである。
- ・ 補助競技場は、第3種公認競技場とすることが必須であるが、現在地では改修が困難であることから、財政負担の軽減を考慮し、現陸上競技場を「改修」して補助競技場とすることが望ましい。
- ・ サッカー場は、施設の稼働率や施設整備費・維持管理費を含めたトータルコスト等を考慮し、陸上競技場との「兼用」とすることが望ましい。

(2) 施設の規模・機能

- ・ 国体等の全国規模の大会開催を前提とし、各種の施設基準を満たす施設とする必要がある。
- ・ 他県の先進事例や県内プロスポーツの状況を十分に勘案して、適正な観客席数を確保する必要がある。

(3) 施設配置

- ・ 新たに配置する施設については、総合運動公園内の既存施設も含めて、利用者の安全性の確保や利便性の向上が図れるよう留意すること。
- ・ プロスポーツやイベント開催時等には、多くの観客が来場することから、施設周辺に十分なオープンスペースを確保するとともに、利用者の動線を考慮した施設配置を検討すること。
- ・ 周辺の交通渋滞が極力発生しないよう、施設の分散配置や適切な駐車場配置を検討すること。

(4) 整備運営手法

- ・ 民間活力の導入については、陸上競技場等のスタジアムと体育館では、天候等のリスクや活用用途の広さなど、民間ノウハウの発揮しやすさに大きな差がある。
- ・ 昨年度実施した「整備運営手法検討業務」の結果を踏まえ、他県の先進事例を参考とするとともに、財政負担や整備にかかる期間などを総合的に勘案し、本県にとって望ましい手法を選択すること。

3 交通対策及び周辺地域への配慮

(1) 交通対策

- ・ 周辺道路について、効果的にインフラ整備を進めていく必要がある。
- ・ 自動車交通のみに頼らず、徒歩や自転車利用の環境整備をはじめ、既存の公共交通の拡充など、様々な交通手段が確保できるよう検討すること。
- ・ 大規模なイベント開催時は、平常時とは別に、交通拠点からのシャトルバスやパークアンドバスライドなど、あらゆる方法を視野に入れ、周辺地域に配慮した交通対策を検討すること。
- ・ 周辺市町も含めて、より広域的な交通対策について検討すること。

(2) 周辺地域への配慮

- ・ 騒音や振動、電波障害や日照障害、夜間照明の漏れ光など、周辺の生活環境に与える影響が最小限となるよう、十分に検討するとともに、地域住民の日常的な利用にも配慮すること。

4 既存施設のあり方

総合スポーツゾーン内の既存施設については、将来の国体等の開催を見据え、県内スポーツ施設の現状と課題を踏まえながら、整備の方向性を検討すること。

5 宇都宮市との連携

地元宇都宮市とは、今後、周辺道路の整備や交通対策、まちづくりなど、様々な分野で調整が必要となることから、十分に連携を図ること。

V おわりに

本県のスポーツ施設は、昭和55年に開催した「栃の葉国体」を機に多くの施設が整備されたが、それ以後30年以上が経過し、老朽化等の課題を抱えている。

今後は、これらの課題を踏まえるとともに、将来の国体等の開催を見据えながら、県内スポーツ施設のあり方について検討を進める必要がある。